平成２５年（フ）第７９０号
さいたま市見沼区大字東新井366番地２　ヴァルトＡ201
債務者　廣田　清美
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須藤　径一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３４号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁81番地１　302号
債務者　大美野板金こと　山本　重一
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
堺市北区東浅香山町１丁13番地１　浅香ハイツ501号
債務者　森本冷機こと　森本　清春
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８６３号
札幌市東区北49条東14丁目７番19号
債務者　森橋　殉也
１　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　　哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８８号
名古屋市熱田区大宝４丁目１―30　グランディール大宝202、住民票上の住所静岡県磐田市見付1122番地72
債務者　伊藤　　誠
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山谷奈津子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０３号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１　押草団地112棟303号
債務者　岩本工務店こと　岩本　勝明
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平林　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２９号
愛知県日進市米野木町南山973番地186
債務者　小島　康良
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４１号
名古屋市緑区鳴子町１―53　アーバンラフレ鳴子団地第５号棟第103号室、住民票上の住所名古屋市中村区名駅５丁目33番21号　アクアタウン納屋橋2212号
債務者　松下真美子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鋤柄　　司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４９号
名古屋市守山区大森１丁目2901番地　プロファイブ大森101号
債務者　益留　裕洋
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　善隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1606番地１
債務者　田中　恭嗣
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第１６３号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅11棟８号
債務者　一木　秀時
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橘　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９２号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2254番地１市営浦田住宅12―５
債務者　内田　美和
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８号
徳島県阿南市橘町豊浜38番地11　新浜共同住宅102号室
債務者　近藤　恵子
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２０号
徳島県阿南市桑野町車ノ口49番地１、旧住所和歌山県田辺市本宮町東和田68番地の１
債務者　塩嵜まさみ
１　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第３３３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番５―907号
債務者　庄野　洋子
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４０３号
仙台市宮城野区東仙台２丁目３番15―102号
債務者　本間　秀美（旧姓宮城）
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係